輸第10444号	硫酸アンモニア	住友商事株式会社　東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第10445号	硫酸アンモニア１号 熔成りん肥　20.0熔成りん肥	清和肥料工業株式会社　大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10446号	熔成りん肥　20.0粒状熔成りん肥	清和肥料工業株式会社　大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10448号	化成肥料　化成肥料S208	シーアイマテックス株式会社　東京都中央区京橋一丁目18番１号
輸第10450号	硫酸苦土肥料　だいだらぼうMG	マドラウインング株式会社　茨城県水戸市鯉淵町4212番地の60
輸第10451号	ほう酸塩肥料　ほう酸塩肥料WB－36	谷商株式会社　兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　東京都青梅市二俣尾五丁目一七六六、一七六七の一、一七六七の二、一七七一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市加津佐町乙字岩戸四三二の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県茅野市北山字一ツ石三五六六の八（次の図に示す部分に限る。）、二五五七の口、二五五八の口、二五五八の八、二五五九、二五六一、二五六二の八、二五六三の口、二五六四の口、二五六四の八、二五六五の口、二五六六の口、二五六七の口、二五六八の口、二五六九の口、二五七〇、二五七一の口、二五七二の口、二五七三の口、二五七四の口、二五七五の口、二五七六の口、二五七七の口、二五七八の口、二五七九の一から三五七九の二一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ツ石二五五七の口、二五五八の口、二五五八の八、二五五九、二五六一、二五六二の口、二五六二の八、二五六三の口、二五六四の口、二五六四の八、二五六五の口、二五六六の口、二五六七の口、二五六八の口、二五六九の口、二五七〇、二五七一の口、二五七二の口、二五七三の口、二五七四の口、二五七五の口、二五七六の口、二五七七の口、二五七八の口、二五七九の一から三五七九の二一まで

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　奈良県五條市西吉野町茄子原一四二一・一四二三・一四二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四二〇、一四二五、一四二六、一六一四から一六一七まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）